

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン 3月実施事業のお知らせ



©YUKI ISHII

東京都は若者の悪質商法の被害を未然に防止するため、1月～3月に「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」を実施しています。特に進学や就職の準備等で若者の生活に変化が生じる3月は、**特別相談「若者のトラブル110番」**の実施を始め、様々な啓発活動を行います。

特別相談「若者のトラブル110番」の実施

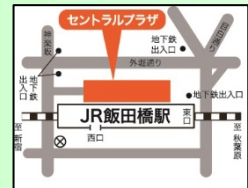
東京都消費生活総合センター(飯田橋) 電話&来所で受付

1 日時 **平成31年3月11日(月曜日)・12日(火曜日)**
9:00～17:00

2 電話番号 **03-3235-1155**

3 場所 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

- ※ 都内23区26市1町(別紙参照)と共同実施。
- ※ 最近の若者からの相談事例は、裏面に記載しています。



3月の悪質商法被害防止啓発事業

◆ 交通広告

- ポスター中吊り<JR線(中央線快速)、京王線全線、都営地下鉄全線 等>:平成31年3月4日～10日
<JR線(山手線)> :平成31年3月5日～11日
<東京メトロ(日比谷線・東西線等)>:平成31年3月8日～10日
- 車内ビジョン<都営地下鉄(浅草線・新宿線・大江戸線)>:平成31年3月4日～10日

◆ 大型ビジョンでの動画放映

- 新宿駅西口広場街頭ビジョン:平成31年3月1日～31日
- 立川駅北口街頭ビジョン:平成31年3月1日～21日
- 飯田橋駅前街頭ビジョン:平成31年2月28日～3月27日

◆ SNS等を活用した動画広告

- Instagram、Facebook、YouTube での動画広告
:平成31年1月～3月

◆ 若者向け生活情報サイトでの動画広告

- 大学生・新社会人向け生活情報サイト
:平成31年2月18日～3月17日



こちらから、動画を御覧いただけます。



15秒動画



30秒動画

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課:03-3235-1157(直通)
《特別相談》相談課:03-3235-9294(直通)

最近の若者からの相談事例

エステサロンに行き脱毛を契約したが、解約したい！

お試し脱毛の雑誌広告を見て店に行き、1万円のお試し脱毛を受けた。施術後、「あなたにはもっと長期間の施術が必要」と勧誘され、有効期間3か月、回数無制限のコース9万円と、脱毛後のスキンケアに使うためのジェル2本2万円の契約をした。軽い気持ちで契約して後悔しているので、クーリング・オフしたい。ジェルは1本使い始めてしまったが大丈夫か。

(20代 女性)



©YUKI ISHII

賃貸アパートを退去する際、ハウスクリーニング代を請求された！

2年間住んだアパートを退去する際に、貸主からハウスクリーニングにかかる費用の全額を請求された。契約書には「借主（入居者）は、明渡しの際に原状回復しなければならない」と記載があるので支払ってもらおうと言われた。しかし、普段からきれいに掃除を行っており、全額を負担することに納得できない。(20代 女性)



投資用 USB の勧誘のターゲットになり、借金してしまった！

2か月前、大学の友人に、「会わせたい人がいる」とカフェに呼びだされ、投資家と称する人物と引き合わされた。株の先物取引で確実に儲かるシステムがあると説明され、そのシステムが入っているという USB を48万円で購入するように勧められた。とても払えないと断ったら、「借金すればいい、儲かるのですぐに返済できる」と言われた。友人が学生ローンに同行し、その指示通りにローン申込書の目的欄や年収欄に偽りを書いたら、お金を借りることができてしまった。カフェに戻って契約書にサインをし、そのお金を渡した。その後、USBの内容を見たが、よくわからない。証券会社に口座を作り貯金の10万円を投資したが、全く儲からなかった。月々の返済ができないので解約したいと申し出たが、解約できないと拒否された。(20代 男性)



「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「セーフ シティ 政策の柱5

まちの安心・安全の確保」